

審査基準

令和8年4月1日作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第28条第5項
処 分 の 概 要：質契約の終了行為を行う場所の承認
原権者（委任先）：北海道公安委員会（各方面公安委員会）
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>質屋営業法第4条第2項、第3項（営業内容の変更）</p> <p>第9条（許可証の返納）</p> <p>第28条第1項、第2項、第3項（質置主の保護）</p> <p>質屋営業法施行規則第1条（申請及び届出の一般的手続）</p> <p>第6条（廃業の届出）</p> <p>第10条（死亡の届出）</p> <p>第14条の2（許可証の返納）</p>
<p>審 査 基 準：</p> <p>質契約を終了させるために必要な行為を行う場所が、質置主の保護の観点から不 適当でないと認められる場所であるときに承認する。</p>
<p>標 準 処 理 期 間：</p> <p>25日</p>
<p>申 請 先：</p> <p>営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）又は生活安全第二課の窓口へ提出し てください。</p>
<p>問 い 合 わ せ 先：</p> <p>北海道警察本部生活安全部保安課質屋・古物係 （電話011-251-0110）</p> <p>営業所を管轄する各方面本部生活安全課生活経済・保安・サイバー係 （管轄が函館方面の場合（電話0138-31-0110）） （管轄が旭川方面の場合（電話0166-35-0110）） （管轄が釧路方面の場合（電話0154-25-0110）） （管轄が北見方面の場合（電話0157-24-0110））</p>
備 考：